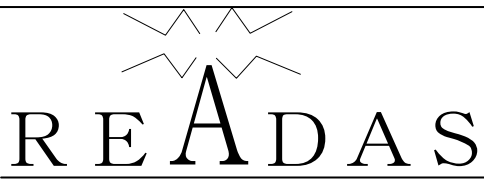


第 5492 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月20日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ コンピュータソフトを使わずに購入した馬券の払戻金

Q：コンピュータソフトを使わずに購入した馬券の払戻金に対する課税について争われている裁判があるそうですが、どのようなになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

以前に、コンピュータソフトを使って購入した馬券の払戻金が一時所得ではなく雑所得になり、外れ馬券の購入代金は経費になるという判決がありました。今度は、コンピュータソフトを使わずに購入した馬券の払戻金の一時所得該当性、外れ馬券の経費性が争われています。

この裁判、一審では原告による一連の馬券の購入が一体の経済的活動の実態を有するとまでは認めることができず、本件競馬所得が営利を目的とする継続的行為から生じた所得には該当するものということとはできないとして一時所得に該当すると判断しましたが、高裁では、独自のノウハウに基づいて長期間にわたり、多数回・頻りに馬券の網羅的な購入をして、多額の利益を恒常的に上げており、このような一連の馬券の購入は一体の経済的活動の実態を有するとして、馬券の払戻金は雑所得に該当し、外れ馬券は必要経費に該当すると判断しました。

国は、最高裁に上告しています。

